

修習専念資金貸与 FAQ ～貸与期間中の方へ～

Q1.修習期間中に住所を変更しましたが、どのような手続が必要ですか。	1
Q2.改姓した場合には、どのような手続が必要ですか。	1
Q3.保証人が死亡しましたが、どのような手続が必要ですか。	1
Q4.修習専念資金の振込口座を変更したいのですが、どうすればよいのですか。	1
Q5.貸与申請を行った際に届け出た振込口座の金融機関の支店・出張所等が実務修習地でない(住所予定地から遠方にしかない)ため、振込口座を変更したいのですが、どのような手続をとればよいのですか。	2
Q6.銀行の統廃合により口座番号が変わるのですが、どうすればよいのですか。	2

Q1.修習期間中に住所を変更しましたが、どのような手続が必要ですか。

修習期間中は修習専念資金の貸与に関する手続は不要ですが、司法研修所長通知「修習生の規律等について」に基づく住所変更届の提出が必要となります。

Q2.改姓した場合には、どのような手続が必要ですか。

改姓に伴い、修習専念資金の振込口座の名義を変更する場合には、必ず事前に司法研修所総務課人事係に連絡してください。事前連絡をせずに修習専念資金の振込口座の名義変更を行った場合、口座名義相違により修習専念資金の振込ができませんので注意してください。

Q3.保証人が死亡しましたが、どのような手続が必要ですか。

変更事項の届出を行っていただく必要があります。

なお、保証人が死亡したときは、3か月以内に保証人を新たに立てなければなりませんので、「保証人変更申請書（自然人用）」及び「保証書」並びに変更後の保証人の印鑑登録証明書を司法研修所総務課人事係に提出してください。

おって、金融機関を保証人に立てることも可能です。

Q4.修習専念資金の振込口座を変更したいのですが、どうすればよいのですか。

司法研修所総務課人事係にご相談ください。

なお、振込を確実にを行うため、やむを得ない事情がある場合を除き、振込口座の変更はご遠慮ください。

Q5.貸与申請を行った際に届け出た振込口座の金融機関の支店・出張所等が実務修習地でない(住所予定地から遠方にしかない)ため、振込口座を変更したいのですが、どのような手順をとればよいのですか。

「通帳の写し貼付用紙」に変更後の振込口座の通帳(金融機関名(銀行名等、支店名等)、預金種別、口座番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号)及び口座名義人(読み仮名)の分かる部分)の写し等を貼付し、氏名欄に修習専念資金 ID を記載して記名の上、余白に変更する理由を記載して送付してください。

Q6.銀行の統廃合により口座番号が変わるのですが、どうすればよいのですか。

速やかに、司法研修所総務課人事係にご連絡ください。